

# 外国人招へい研究者(短期・長期)事業

## 申請書作成のためのQ & A集

申請書作成に当たっての良くある質問と回答をまとめました。なお、事業そのものや、フェローの受入に当たっての質問については、<http://www.jsps.go.jp/j-inv/ganda.html> を参照して頂きますようお願いいたします。

### 申請者関係

- Q 申請者（受入研究者）は3月に定年退職するが、翌年度の招へい事業の受入研究者になれるか。
- Q 客員教授等は「常勤の研究者」と判断しても良いか。

### 外国人候補者関係

- Q 異動により、外国人候補者がフェローシップ開始時点では別の機関に所属している予定だが、申請書の外国人候補者の所属機関は異動前か後のいずれを記載すればよいか。
- Q 外国人招へい研究者の要件として「海外の学術研究機関の常勤研究者」であることを「原則」としているのは何故か。

### 招へい計画について

- Q 日本で開催される国際学会への参加のために短期招へい事業に申請できるか。
- Q 短期招へい事業において、申請書情報（システム上でオンライン入力）に「滞在中の主な協力研究者」を記入する欄があるが、協力研究者の範囲をどのように捉えたら良いか。

### 申請書作成関係

- Q 学際的研究を行っているので、分科細目コードは2つ以上記入したいが可能か。
- Q 記述するスペースが足りないので、ページ数を増やすことは認められるか。
- Q 申請書を作成する際に使用する言語は何か。
- Q 電子申請システムにおいては、ドイツ語のウムラウト記号やフランス語のアクサン記号等は使用できないとされている。例えば、ドイツ人で、本人の名前にウムラウト記号が含まれている時はどのように対応すればよいか。
- Q 招へい期間は年度内（3月31日まで）に終了する必要があるのか。

## 申請者関係

Q 申請者（受入研究者）は3月に定年退職するが、翌年度の招へい事業の受入研究者になれるか。

A なれません。

募集要項に記載されているとおり、本事業の申請資格を有するのは定められた機関に所属する常勤の研究者となっています。採択後の受入研究者は本会に対して、外国人招へい研究者の研究活動等における受け入れ体制を整える義務を負いますが、これらは受入研究者個人の努力のみでは困難で、受入研究機関の協力も必要と考えられます。そのため、本会では、本事業の申請資格を常勤の研究者とし、また、申請についても、研究者個人から本会へ直接申請するのではなく、機関の長を通して（機関の承認を得て）申請することとしております。

Q 客員教授等は「常勤の研究者」と判断しても良いか。

A 常勤の研究者と判断しても良い場合もある。

当該研究者を「常勤の研究者」と判断するか否かは、機関の裁量としています。判断の基準としては、概ね、当該研究者が所謂「常勤の研究者」と同じ程度の時間数の勤務の実態があり、当該機関において研究室や施設利用の便宜において、所謂「常勤の研究者」と同様の権限が認められている者であるかどうかです。受入研究者は本会に対して、外国人招へい研究者の研究活動等における受け入れ体制を整える等の義務を負いますが、受入研究者を「常勤の研究者」としているのは、これらの義務の履行が可能な者である必要があるからです。

## 外国人候補者関係

Q 異動により、外国人候補者がフェローシップ開始時点では別の機関に所属している予定だが、申請書の外国人候補者の所属機関は異動前か後のいずれを記載すればよいか。

A 電子申請システムでは、所属機関等は1つしか記入できません。申請書に記載する外国人候補者の所属機関は、申請書作成時点の所属機関を記入して下さい。なお、所属機関の変更（フェローシップ開始時点での退職も含む）等が研究計画に大きな影響を持つと考えられる場合は、「申請内容ファイル」に適切に記載して頂きますようお願いいたします。

Q 外国人招へい研究者の要件として「海外の学術研究機関の常勤研究者」であることを「原則」としているのは何故か。

A 本事業の目的は、「我が国の研究者との討議・意見交換・講演等を通じて関係分野の発展に寄与」（短期）「協力して研究を行う」（長期）等とされています。これらの目的を達するためには、単に過去において優れた業績を上げた研究者であると言うだけでなく、現在においても活発に研究

活動を行っている者である必要があるので、常勤研究者である事を「原則」としています。しかしながら、研究活動の継続のために大きな資金や実験施設等を必要としないため、組織に所属しなくても継続可能な研究分野も有ると思われれます。そこで、「常勤研究者」であるということは原則に留めることとして、審査員の判断により名誉教授等の常勤研究者以外の者についても採用できる余地を残しています。

## 招へい計画について

**Q** 日本で開催される国際学会への参加のために短期招へい事業に申請できるか。

**A** 短期招へい事業の目的は、「我が国の研究者との討議・意見交換・講演等を通じて関係分野の発展に寄与」することにあり、特定の学会への参加のためではありません。しかしながら、同分野の研究者が多数参加する学会に参加する事により効率的に上記の目的に達する事ができると考えられる場合は、当該学会への参加を招へい計画に含めて、学会開催時期に合わせて招へい計画を立てることについては差し支え有りません。

**Q** 短期招へい事業において、申請書情報（システム上でオンライン入力）に「滞在中の主な協力研究者」を記入する欄があるが、協力研究者の範囲をどのように捉えたら良いか。

**A** こうすべきと言うような指針はありません。

募集要項にも記載されていますように、本事業の審査方針には「受入機関のみならず、多数の機関を訪問するなどして、幅広く我が国の研究者との討議・意見交換・講演等の活動を行うものであること。また、若手研究者との交流の促進等教育的側面にも配慮したものであること。」という項目がありますので、ご留意のうえ申請してください。

## 申請書作成関係

**Q** 学際的研究を行っているので、分科細目コードは2つ以上記入したいが可能か。

**A** 分科細目コードは1つだけ選んで記入して下さい。

そもそも、分科細目コードは本会において審査員に審査を依頼する時に、どのような専門分野の研究者に依頼するかを決定する際の参考に利用されます。よって、申請者においては、どの分野の審査員が当該申請分野をよりよく理解できるか検討した上で記入して頂きますようお願いいたします。

**Q** 記述するスペースが足りないので、ページ数を増やすことは認められるか。

**A** 認められません。

「申請書作成に当たっての注意事項」(以下、「注意事項」という。)には、「申請書に新たな用紙を加えることはできず、様式中の各項目欄について、枠の拡大・縮小等の変更、指定されたもの以外の項目の新設、記入しない項目の省略等、様式に加工を施すことはできない。」とされております。これは、主として次の3つの理由によります。

#### 1. 申請者間の公平性の確保

各申請者間の公平性を保つために、各申請者は同じ条件で本会に対して研究計画等のプレゼンテーションを行って頂きたく、提出できる情報量に上限を設けています。各申請者は、与えられた範囲内で申請内容を工夫して頂きたいと考えております。

#### 2. 審査員の負担の軽減

提出された申請書は、日本の各分野を代表する研究者(非公開)に送付され、レビューを受けます。1人の審査員が一度に審査する申請書は、数十件に及ぶ事もあります。そのような審査員の負担も考慮して、定められたページ数等については、厳格に考えて頂きますようお願いいたします。

#### 3. 審査基準に適った審査

書面審査員は審査に当たっては、各事業毎に定められた審査基準に従って審査をする事になっています。必要な項目が記載されていない申請書については、当該項目については判断不能という事になってしまいます。

なお、万一、ページ数超過の申請書等が提出された場合には、注意事項に記載されているとおり、「本会は不備の書類とみなし、申請者は、当該加工等により審査の際に不利益を受けることがある」ので、十分ご注意ください。

**Q** 申請書を作成する際に使用する言語は何か。

**A** 申請書は日本語又は英語で作成することができます。ただし、本会のデータベースで管理するために、使用する言語が定められている項目がありますが、それらについては指示された言語で作成して下さい。

研究業績について、例えば、「中国の薬草についての研究を、中国国内の学術誌に中国語で発表した業績しかない。」というようなケースが考えられます。この場合は、本会が委嘱する審査員は広い意味での薬学等の専門家ですが、中国語の読解能力を有するとは限りませんので、申請者は日本語訳を補足する等の工夫が必要と思われれます。

**Q** 電子申請システムにおいては、ドイツ語のウムラウト記号やフランス語のアクサン記号等は使用できないとされている。例えば、ドイツ人で、本人の名前にウムラウト記号が含まれている時はどのように対応すればよいか。

**A** 2つの対応方法が考えられます。

1. "a""o""u"のウムラウト("a""o""u"の上に「・」がついた文字。)を、それぞれ、"a""o""u"で代用する。

2. ドイツ語の正書法では、英文タイプライターを使う際などには"a""o""u"のウムラウトをそれぞれ、"ae""oe""ue"とつづっても良いとされているのでそれに従う。

いずれにしても、申請書に記載された情報は、本会から発行される採択通知等の公文書に記載される基本データとなります。来日に際してのビザの取得等の際に、本会からの公文書を求められる事もありますが、パスポートの記載内容と食い違いがあるなどすると、手続に予想外の時間がかかり研究計画に支障が生じる事もあり得ます。「ドイツ語等で用いるウムラウト記号等は使用できない」といったルールを相手方に説明した上で、どのように記載すべきかを事前に外国人候補者と相談のうえ、慎重に申請書を準備してください。

**Q** 招へい期間は年度内（3月31日まで）に終了する必要はありますか。

**A** 必ずしも、3月31日までに終了する必要はありません。例えば、3月15日に来日して20日間の場合は、招へい終了日は4月3日となります。